



教保体第1040号  
平成25年1月9日

埼玉県中学校体育連盟会長  
埼玉県高等学校体育連盟会長  
(財)埼玉県高等学校野球連盟会長  
各市町村教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長  
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

### 中学校及び高等学校の運動部活動における適切な指導等について(通知)

運動部活動の指導については、日頃から格別の御配慮をいただいております。誠にありがとうございます。

さて、報道によると、大阪市立高等学校において、運動部顧問から体罰を受けた生徒が自殺するという痛ましい事故が発生しました。

つきましては、下記に基づいて、改めて指導體制等を点検し、運動部活動において適切な指導等がなされますよう御配意願います。

#### 記

- 1 校長は、生徒の自主的、自発的な活動である運動部活動が健全に行われるよう、運動部顧問を監督し、体罰や過度の指導に陥らないよう万全を期すること。
- 2 運動部顧問は、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図ることを念頭に、勝利至上主義に偏った、行き過ぎた指導にならないよう留意すること。
- 3 運動部活動の運営に当たっては、顧問や生徒の間における信頼関係の構築に努めるとともに、生徒や保護者の不安や悩み事などを相談できる体制づくりに努めること。
- 4 指導に際しては、下記「中学校及び高等学校における運動部活動について(通知)」、「運動部活動指導資料」を参考にすること。
- 5 県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟等においては、運動部活動の指導が適正に行われるよう、各競技専門部や各支部体育連盟等を指導すること。

#### 【参考資料】

- ・教体第839号平成10年2月4日付け「中学校及び高等学校における運動部活動について(通知)」平成24年度学校体育必携第53号P127参照
- ・県教育局保健体育課ホームページ「運動部活動指導資料」  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/undousidou.html>

担当 県教育局県立学校部保健体育課  
学校体育担当 相坂 賢将  
TEL 048-830-6947